

## 令和4年6月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年6月10日 金曜日 午後3時07分から午後4時30分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会長 15番 米澤 誠一

農業委員 1番 前田 繁昌 9番 遠藤 幸子

3番 高虫 秀樹 10番 高見 利洋

4番 山下 一郎 11番 岡田 浩司

5番 尾古 礼隆 12番 奥田 国雄

6番 藤本 康央 13番 日野 浩一

7番 小谷 恵 14番 江原 宏昭

8番 矢田 考志

推進委員 1番 中川 勝彦 9番 入江 英之

2番 渡邊 博文 10番 佐伯 守

3番 高口 正秀 11番 谷上 真実

4番 徳永 裕二 12番 青木 美伸

5番 岸本 耕二 13番 野口 稔

6番 鳥橋 千廣 14番 川上 英章

7番 荒松 将志 15番 小原 進

8番 金本 常由

4 欠席委員 (1名) (農委2番 石原 文義)

5 議事録署名委員の決定 (5番 尾古 礼隆、6番 藤本 康央)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

議案第5号 大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) その他

## 8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について
- (3) その他

## 9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	坂田真寛
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

## 10 会議の概要

事務局

只今から、6月の定例農業委員会のほうを始めさせていただきたいと思います。議長のご挨拶のほう、よろしくお願ひします。

議長

今日は、ご苦労さんでございます。

この頃、梨畠の中でラジオの国会中継を聞いとりますとですね、賃金を上げなさいというようなことで、この前も20何円か最低賃金が上がったわけですが、今回もそういうようなことで、大分上げなさいってことを、国会のときにどこの答弁も質疑もあったように感じておりますと、この秋にはまた最低賃金が上がるのかなあということで、果樹のほうも830円のものにしておりましたが、もう850円に上げないと無理だなあというようなことを内部での話をしとるようなこととして、非常にこれから最低賃金が上がることによって、農作業に対しての、賃金に対しての負荷がかかってくるんじゃないかなあという感じを受けております。国会の中では、農家のほうに十分援助しなさいというようなことは出ておりましたけども、国の予算の半分以下の水産省の予算であるというようなことで、非常に、どんどん物が高くなっていく中での、最低賃金をアップしなさいというようなことで、非常に苦しく農家としてはなるのかなあという思いがあります。それが上がって、作物の単価も上がってくればいいのになという感じを受けておるわけです。

そういうことでございますけども、梨の関係でございますが、鳥取県の果実部長会のほうで視察をするというようなことで、県外に、神奈川のほうに出かけて行って、東京のほうまで行くというような、緩和状態をするということになっておるわけでして、これからそういうことがどんどん進んでいくのかなあということで、外国人もどんどん入ってくるようになるしということで、非常にこれからは、そういうことも含めて、いろんな形での対応の仕方、いろんなことが生まれてくるんじゃないかなという感じを感じるわけでして。

この頃、歩いてみると、水田は非常に畔草もきちんと刈って、あんまり放棄地がないなということで、名和の辺でございますが、車で見てみると、順調にですね、畦草もきちんと刈ってですね、対応出来どるなということを感じておりますと、大分、受け手がなくなっておりながらでも、皆さんのが努力して、水田関係は非常に爽やかな感じでの田園風景が見えるなという感じを受けておるところでございます。今後ともそういうことを、パトロール中でも、やはり、これからどんどんしていかないけんわけでして、畠のほうが荒れていくようなことで、水田のほうはきちんとなされておるんじゃないかなあという感じを受けておるようなことでございます。

そういうようなことで、いろいろありますけども、コロナもまだ最中でございますので、会議がスムーズになるように協力してもらって、次から次から、後から会議がございますので、協議事項がございますので協力のほどよろしくお願ひいたします。

議長 今日の出席者でございますが、欠席の方が1名ございますので、この会が成立するということでございますので、よろしくお願ひいたします。農業委員会の定例会を行いますので、協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは議事録署名委員については、5番委員さん、それから6番委員さん、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、会務報告を事務局、よろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (5月10日) • 定例農業委員会について。  
• 農業委員会だより第1回編集委員会について。
- (5月12日) • 農地・担い手関係市町村・農業委員会事務局等担当者会議について。
- (5月16日) • 名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。  
• 農業経営改善計画認定審査会について。
- (5月19日) • 大山町人・農地担当チーム会議（遊休農地再生活用担当者会議）について。
- (5月24日) • 鳥取県農業会議巡回意見交換会について。
- (5月25日) • 大山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (5月27日) • 新規就農関係事業に係る審査会について。
- (6月 6日) • 中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。

議長 今、事務局から会務報告ございましたが、これについて何かご質問があれば。ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

17番、〇〇、畠1筆、1, 256m<sup>2</sup>の贈与です。18番、〇〇〇、〇〇、畠2筆、合計26, 640m<sup>2</sup>の売買です。売買金額は、上から反当たり※円、※円です。その下19番、〇〇、〇〇、畠2筆、合計2, 944m<sup>2</sup>の売買です。こちらの金額は、上から反当たり※円、※円です。ページをめくっていただきまして2ページ、20番、〇〇、畠2筆、田1筆、合計2, 757m<sup>2</sup>の贈与です。譲渡人、譲受人はそれぞれ記載のとおりです。

以上、農地法第3条第2項の各号には該当しません。許可要件は満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 事務局から、ご説明がございました。現地確認の委員さんから、番号17番、

18番、19番、3つ続けて農委13番委員さん、現地確認の報告をお願いいたします。

農委13番委員 本日午前中、私と推委1番委員、推委11番委員、事務局、計4名で現地確認を行いました。17番は、畑で現状はボタンやユリ、ヒマワリほか、園芸作物が植えてありますとして問題ないと思います。続いて18番ですが、○○○と○○と2段に書いてありますが、これは○○の上のほうの山側のほうの道路を隔てた西側と東側にありますとして、○○○のほうはですね、草刈りがきれいにしてありました。現状はきれいになっておりますが、芝が少々あったですね。それ以外は、何も植えてありませんでした。それから2段目の○○、こちらのほうも、1丁5反という大きな畑ですが、緑肥が植えてありますとして、こちらのほうも問題ないと思われますが、途中、石がちょっとありましたけども、これはしようがないかなというふうに思います。続きまして19番ですが、こちらのほうは、○○、畑、243m<sup>2</sup>、こちらのほうは三角地でございまして、栗が何本か植わっておりまして、下刈りもしてありました。下の段の○○のほうですが、こちらのほうは、きれいに下刈りがされておりましたが、高低差があつて非常に何て言いますか、高低差のポテトチップスのような畑でしたけども、きれいに管理されておりました。以上です。

議長 続きまして、番号20番について、推委11番委員さん、よろしくお願ひします。

推委11番委員 11番です。今日午前中、現地確認をいたしました。○○の畑と田んぼ、これは入会になっておりますが、今、一窪で水稻が植えられております。その下の畑は隣地でありますが、草刈りをし、梅の苗木が植えられておりました。借受人が、今、耕作されていますので、問題ないかと思われます。審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 今、現地確認のご説明ございましたが何か。全部含めて、何かご質問があれば。

質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

---

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条の規定により審議を求めます。

番号11番、畑2筆。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。転用の目的は、住宅の建築場所への工事車両の進入路で、一時転用ということで伺っております。場所につきましては、次の4ページのほうに、位置図及び鉄板の施設計画を載せた土地利用計画図を付けております。住宅の建築場所は、○○△△△△、○○△△△△です。なお、位置図で使用している地図には反映され

ていませんが、転用予定地の北側、字が小さいんですけれども、□□さんの住宅は現在ありませんので、そこが道路からの進入路になっております。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地であり、第1種農地になります。一時的に利用される場合であって、原状回復もなされるため、大山町長から一時転用の同意書が交付されています。名和地区畠地土地改良区からも、特に意見はない旨の意見書が交付されております。農地の一部に鉄板を敷設するもので、地権者及び耕作者の同意書があり、計画面積及び被害防除計画のほうも適切であることから、転用の確実性や、周辺農地への影響は特に問題ないと判断しております。また、資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。

以上のことから、農地法第5条第2項には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局からご説明ございましたが、現地確認の農委13番委員さん、よろしくお願ひいたします。

農委13番委員 現地は○○○集落の、◎◎◎◎という◎◎屋さんが、この地図ではわかりにくいかもわかりませんけどもありまして、ちょうどその向かい側のところに、先ほど説明がありました□□さんのところに砂利が敷いてあるような道がありまして、その延長線上のこの黒い部分ですね、黒い部分に隣接するところがあって、そこから進入路がありまして、この右側の鉄板が敷いてある図面ですけど、これは、この図面に照らし合わせますとちょっと90度起こしていただくような形になります。現地は、この図面でいきますと、右側のところに、もう既にロープが張ってありますと、黒い部分のうちのこの部分に鉄板を敷いて、そこで資材を運搬するということでございました。現地の農地については、現状は耕耘された跡がありますと、何も植えてありませんでしたので特に問題はないと思われます。以上です。

議長 今、現地確認のご説明ございましたが、何かご質問ありますでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

---

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細; 詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局のほうからご説明ございましたが、番号452番を除いて、何かご質問があれば。

質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認しました。

議長 農委7番委員さん、ちょっと（議事参与の制限のため）出てください。

(農委7番委員、退室)

番号452番について、何かご質問ありますでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委7番委員、入室)

---

議長 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。（詳細；詳細は議案に明記）事務局からの説明は以上です。

議長 事務局からご説明がございましたが、何かこれについてご質問あれば。  
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

---

議長 議案第5号、大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について審議いたしますので、協力のほどよろしくお願ひします。  
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、すみません。事前にお配りしております、A4判の議案になります。  
今日じゃなくて、事前にお送りしているものになります。そちらをご覧いただきたいと思います。

議案第5号、大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について。別紙のとおり一部変更してよいか審議を求めます。ということで、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。

これは、3年に1回見直しをするものでありますけれども、このたび、国の制度が変わりましてそれに伴う改正になります。

新旧対照表のほうで、2ページ目、左のほうでございますが、この赤字部分、また、単年度の具体的な活動については、赤字部分ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」に変更するものであります。後でその他のほうで、ご説明いたしますけれども、最適化活動の目標設定の仕方が変わりまして、それが示してある国の課長通知がこれになります。

それから3ページ目でございますが、その設定の仕方が変わったこと、それから、実績に基づく時点修正も含めまして変更したいと思います。3ページ目の(1)の遊休農地の解消目標でございますが、赤字部分になります。左側が変更後になります。3年後の実績で、農地面積が4, 144ha、遊休農地面積が84ha、2.03%となっております。それから現状として、令和4年4月現在ですが、4, 132ha、遊休農地面積が82haで1.98%の実績となっております。これを目標として、4, 118ha、遊休農地面積68ha、割合を1.65%に変更するものであります。

それから4ページ目でございますが、1番上の農地ナビというものが、少し名称が変わりました。それから、農地情報公開システムというものが、農業委員会サポートシステム(eMAFF農地ナビ)ということで名称が変わっておりますので、変更するものであります。2番目の、担い手への農地の利用の集積・集約化について、(1)担い手への農地利用集積目標につきまして、これも実績に基づく変更になります。令和2年の3年後ですが、管内の農地面積4, 060ha、農地利用集積面積1, 675ha、集積率41.3%、現状、令和4年4月、農地面積を4, 050ha、利用集積面積1, 730haで42.7%、目標として、令和5年4月に4, 040haで、集積面積が1, 830ha、45.3%の集積率を目標として変更するものであります。

それから、5ページ目になります。3番目の新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標、これも実績に基づく修正であります。3年後、令和2年の4月の実績が6経営体、面積としては12ha、令和4年4月の現状が11経営体で35.8ha、令和5年4月の目標として、経営体数は変わりませんが、面積を39.0haに変更するものであります。

それ以降の資料につきましては、変更後を盛り込んだもので、指針の案ということで付けさせていただいております。

第5号議案につきましては、以上でございます。

議長 今、事務局からご説明がございましたが、何かご質問があれば。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番さん。

農委4番委員 4番です。

最後に説明をいただいた5ページのところですけども、右と左で、左が変更後ということで、今変更するのに、令和2年4月、3年後も令和2年4月で、3年後というところを変えるんでしょうけども、ここの18haを12haに変えるというのが、もう既に済んでしまってるのでここは構う必要はなくて、現状のところだけ構えばいいような気がするんですけども、なぜ右側は3年後の目標が18haで、変更後の3年後が12haということで、このときの現状、平成29年4月のときの現状だったものの3年後はこうしますよっていうところを、既に書いてしまってあるものまで変える必要があるんでしょうか。今の3段目の令和4年4月だったら、今現在なので書いてもいいんでしょうか

ども、この面積を変える理由はちょっとよくわからないんですけども。文言だけ、3年後の目標というところを3年後に、この語句だけを変えるんだったらわかりますけども、何で面積まで。今の時点で、既に3年後と令和4年4月で済んでしまってことなんですね。それを変える必要があるんですかね。

議長 事務局、答弁お願いします。

事務局 はい。只今のご意見でございますが、そのとおりかなと思いました。経年で数字がわかりやすいようにちょっと変えたつもりだったんですけども、おっしゃるとおりで、変える必要なかったのかなと今思いますので。

農委4番委員 上のほうも全部。

事務局 全てですね。3ページの3年後の目標をあえて実績に直したわけですが、それから4ページも3年後の目標を実績に直しました。先ほど、ご指摘いただきました5ページの新規参入の3年後の目標も実績に直しておりますが、おっしゃるとおりで、目標のままでよかつたのかなと今考えておりますので、ご指摘のとおり修正をさせていただきたいと思います。

議長 皆さん、理解してもらったでしょうかいな。

農委4番さん、いいでしょうかいな。

農委4番委員 ありがとうございます。

議長 はい。そういうことで、再度確認をするという形になっておりますので、協力のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 修正をした形で採決を。

議長 今の意見をもとに修正するという形ですので、それについて、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、そういうことで承認するという形になつておりますので、よろしくお願ひいたします。

---

議長 報告事項について、農地法施行規則第29条第1項の届出について、これは、見ておいてくださいということですが、これは説明はいいですかいな。

事務局 はい。

議長 その他のほうについて入りたいと思いますので、その他で何かありましたら。ちょっと、活動記録簿の書き方っていうか、毎月提出してもらう書き方について全く書いてない人があるというようなことを、ちょっと小耳に挟んでおりますので、何らかの実績をつくっていただきますように、また事務局から説明ありますけども、ちょっと、全く書いてないと、白紙状態でおるというような、これちょっと問題があるなと思いますので、また、その他のほうでちょっと事務局、何かあればそれについて説明してください。

事務局 これが終わりましてから、事務連絡等のところで説明をさせていただきたいと思います。

議長 はい、わかりました。

---

議長

それでは、次の定例会についてでございますが、7月の8日、午後3時から中山環境改善センターで行います。どうでしょうか。

意見がないようですので、7月8日、金曜日、午後3時から中山環境改善センターで定例会を行います。協力のほど、よろしくお願ひいたします。

現地確認の担当者が、農委12番委員さん、推委8番委員さん、推委12番委員さん、3名の方は協力をよろしくお願ひいたします。

---

議長

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

【その他】

- ・「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について。
- ・農業委員会業務実績について。
- ・公印の押印の省略等について。

議長

よろしいでしょうか。そういうことで、一つよろしくお願ひいたします。

他に何か、その他でなければ、この定例農業委員会を終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、農業委員会の定例委員会を終了させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

尾古 札隆

議事録署名委員

藤本 康央

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。